

参考資料

令和 7 年 12 月 10 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

文 教 常 任 委 員 会 資 料 (附 屬 資 料)

(令和 7 年 12 月 5 日付託分)

教 育 委 員 会

目 次

ページ

I	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】	1
II	学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表・給料表	3
III	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 新旧対照表	18

I 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）新旧対照表
〈第2条関係〉

改 正	現 行
第1条～第9条 (略) (育児休暇)	第1条～第9条 (略) (育児休暇)
第10条 教育委員会は、子 (配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) の子及び民法 (明治29年法律第89号) 第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者 (当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者 (第13条の4第1項において「委託児童等」という。) を含む。同項、第15条の2第1項第3号及び別表第2を除き、以下同じ。) であつて生後1年6月に達しないものを育てる職員 (人事委員会規則で定める職員を除く。) に対し、その願い出に基づき、育児休暇を与えるものとする。	第10条 教育委員会は、子 (_____民法 (明治29年法律第89号) 第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者 (当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者 _____を含む。第12条の6第1項 _____を除き、以下同じ。) であつて生後1年6月に達しないものを育てる職員 (人事委員会規則で定める職員を除く。) に対し、その願い出に基づき、育児休暇を与えるものとする。
2 (略)	2 (略)
第11条～第12条の3 (略) (子の看護等休暇)	第11条～第12条の3 (略) (子の看護等休暇)
第12条の4 教育委員会は、義務教育終了前の子 (満15歳に達した日の属する学年の末日以前の子 (同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部に在籍している子を含む。) をいう。) を養育する職員が、その子の看護その他の人事委員会規則で定める事由のために勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき6日 (当該子が _____2人_____の場合にあつては12日、3人以上の場合にあつては15日) の範囲内	第12条の4 教育委員会は、義務教育終了前の子 (満15歳に達した日の属する学年の末日以前の子 (同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部に在籍している子を含む。) をいい、配偶者の子を含む。) を養育する職員が、その子の看護その他の人事委員会規則で定める事由のために勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日 (当該子が1人であつて、かつ、小学校就学の始期に達するまでの子の場合にあつては6日、2人以上の場合にあつては10日) の範囲内

改 正	現 行
で、子の看護等休暇を与えることができる。 2・3 (略) (育児参加休暇) 第12条の5 教育委員会は、職員の配偶者_____	で、子の看護等休暇を与えることができる。 2・3 (略) (育児参加休暇) 第12条の5 教育委員会は、職員の配偶者 <u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第13条第6号を除き、以下同じ。）</u> 又は子若しくは子の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子_____の養育（以下この項において「子の養育」という。）をする当該職員又は当該出産に係る孫若しくは小学校就学の始期に達するまでの孫の世話（以下この項において「孫の世話」という。）をする当該職員が、子の養育又は孫の世話のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。
2 育児参加休暇は、1日を単位として与える。ただし、教育委員会は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、前項に規定する職員がその残日数の <u>全て</u> を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の <u>全て</u> を与えることができるものとする。	2 育児参加休暇は、1日を単位として与える。ただし、教育委員会は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、前項に規定する職員がその残日数の <u>すべて</u> を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の <u>すべて</u> を与えることができるものとする。
第12条の6～第13条の3 (略) (子育て部分休暇)	第12条の6～第13条の3 (略) (子育て部分休暇)
第13条の4 教育委員会は、職員が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子（委託児童等を含む。第15条の2第1項第3号及び別表第2において同じ。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。	第13条の4 教育委員会は、職員が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子_____を養育するため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。
2・3 (略)	2・3 (略)
第14条～第18条 (略)	第14条～第18条 (略)

II 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表・給料表

学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）新旧対照表

〈第1条関係〉

改 正	現 行
第1条～第9条 (略) (地域手当)	第1条～第9条 (略) (地域手当)
第9条の2 (略) 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の12.50</u> を乗じて得た額とする。	第9条の2 (略) 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の12.45</u> を乗じて得た額とする。
3 (略)	3 (略)
第9条の3・第9条の4 (略) (通勤手当)	第9条の3・第9条の4 (略) (通勤手当)
第9条の5 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、 <u>3万8,700円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額 (3) (略) 3～9 (略)	第9条の5 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、 <u>3万1,600円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額 (3) (略) 3～9 (略)
第9条の6～第18条の3 (略) (期末手当)	第9条の6～第18条の3 (略) (期末手当)
第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の105</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」とする。
4～6 (略)	4～6 (略)
第19条の2・第19条の3 (略)	第19条の2・第19条の3 (略)

改 正	現 行
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の127.5</u> ）を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の125</u> ）を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の62.5</u> ）を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の60</u> ）を乗じて得た額の総額
3～5 (略)	3～5 (略)
第20条の2～第29条 (略)	第20条の2～第29条 (略)
附 則	附 則
1～4 (略)	1～4 (略)
5 前項の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日後の最初の昇給については、第5条第4項及び <u>第5項</u> の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところによる。	5 前項の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日後の最初の昇給については、第5条第4項及び <u>第5項ただし書</u> の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところによる。
6 附則第4項の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の号給については、第5条第2項から <u>第5項まで</u> の規定にかかわらず、附則第4項の規定に準じ、人事委員会規則の定めるところによる。	6 附則第4項の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の号給については、第5条第2項から <u>第4項まで及び第5項ただし書</u> の規定にかかわらず、附則第4項の規定に準じ、人事委員会規則の定めるところによる。
7～15 (略)	7～15 (略)

〈第2条関係〉

改 正	現 行
第1条～第13条の3 (略) (教員特殊業務手当)	第1条～第13条の3 (略) (教員特殊業務手当)
第13条の4 (略) 2 教員特殊業務手当の額は、日額300円から <u>8,000円</u> までの範囲内で、当該業務の種類又は業務の心身に与える負担の度に応じ、人事委員会規則で定める。	第13条の4 (略) 2 教員特殊業務手当の額は、日額300円から <u>7,500円</u> までの範囲内で、当該業務の種類又は業務の心身に与える負担の度に応じ、人事委員会規則で定める。
第13条の5～第20条の2 (略) (義務教育等教員特別手当)	第13条の5～第20条の2 (略) (義務教育等教員特別手当)
第20条の3 (略) 2 <u>学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員については、前項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</u>	第20条の3 (略) 2 <u>義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。</u>
3 義務教育等教員特別手当の月額は、8,300円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別並びに教育職員が分掌する次に掲げる校務の種類に係る業務の困難性に応じて、人事委員会規則で定める。 (1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務 (2) 前号に掲げるもの以外の人事委員会規則で定める校務	3 <u>学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</u>
4 前3項において「教育職員」とは、総括校長、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。	4 第1項及び前項において「教育職員」とは、総括校長、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。
5 (略)	5 (略)
第20条の4～第29条 (略) 附 則 1～15 (略) (教育職給料表の給料月額に関する経過措置)	第20条の4～第29条 (略) 附 則 1～15 (略) (新規)
16 次の表の左欄に掲げる期間における別表第1の備考2の規定の適用については、同表の備考2中「31,700円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	

改 正	現 行
令和8年1月1日から 同年12月31日まで	11,500円
令和9年1月1日から 同年12月31日まで	15,600円
令和10年1月1日から 同年12月31日まで	19,600円
令和11年1月1日から 同年12月31日まで	23,600円
令和12年1月1日から 同年12月31日まで	27,700円
17 次の表の左欄に掲げる期間における別表第1の備考3の規定の適用については、同表の備考3中「24,200円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
令和8年1月1日から 同年12月31日まで	4,000円
令和9年1月1日から 同年12月31日まで	8,100円
令和10年1月1日から 同年12月31日まで	12,100円
令和11年1月1日から 同年12月31日まで	16,100円
令和12年1月1日から 同年12月31日まで	20,200円
別表第1（第3条関係）	
(略)	
備考 1 (略)	
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、同表のその者が受ける4級の号給の額（以下「4級の額」という。）に31,700円（4級の額に31,700円を加算した額が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「3級等の額」という。）に満たない場合にあつては、3級等の額から4級の額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額））を加算した額とする。	
(1)・(2) (略)	
別表第1（第3条関係）	
(略)	
備考 1 (略)	
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、同表のその者が受ける4級の号給の額（以下「4級の額」という。）に7,500円（4級の額に7,500円を加算した額が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「3級等の額」という。）に満たない場合にあつては、3級等の額から4級の額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額））を加算した額とする。	
(1)・(2) (略)	

改 正	現 行
<p>3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額は、同表のその者が受ける5級の号給の額（以下「5級の額」という。）に<u>24,200円</u>（5級の額に24,200円を加算した額が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「4級等の額」という。）に満たない場合にあつては、5級の額に4級等の額から5級の額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額））を加算した額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額は、同表のその者が受ける5級の号給の額（以下「5級の額」という。）に<u>_____</u>（5級の額に_____を加算した額が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「4級等の額」という。）に満たない場合にあつては、5級の額に4級等の額から5級の額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額））を加算した額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
別表第2～別表第6 (略)	別表第2～別表第6 (略)

〈第3条関係〉

改 正	現 行
第1条～第9条の4 (略) (通勤手当)	第1条～第9条の4 (略) (通勤手当)
第9条の5 (略)	第9条の5 (略)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、 <u>6万6,400円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額 (3) (略)	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、 <u>3万8,700円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額 (3) (略)
3～9 (略)	3～9 (略)
第9条の6・第9条の7 (略) (特殊勤務手当)	第9条の6・第9条の7 (略) (特殊勤務手当)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 夜間学級業務手当</u> <u>(4)～(8)</u> (略)	2 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) (略) (新規) <u>(3)～(7)</u> (略)
第11条～第13条の5 (略) (夜間学級業務手当)	第11条～第13条の5 (略)
第13条の6 夜間学級業務手当は、夜間の学級（人事委員会規則で定めるものに限る。）における生徒に対する指導業務に従事する教育職員に支給する。	(新規)

改 正	現 行								
2 <u>夜間学級業務手当の額は、日額1,000円とする。</u> 第13条の7～第13条の10 (略) 第14条 (略) (併給禁止等) 第14条の2 (略) 2～4 (略) 5 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給する日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">教員特殊業務手当</td> <td style="padding: 5px;">夜間緊急業務手当</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">災害応急作業等手当 (第13条の8第1項 第1号に掲げる業務 に係る手当を除く。)</td> <td style="padding: 5px;">夜間緊急業務手当</td> </tr> </table>	教員特殊業務手当	夜間緊急業務手当	災害応急作業等手当 (第13条の8第1項 第1号に掲げる業務 に係る手当を除く。)	夜間緊急業務手当	第13条の6～第13条の9 (略) 第14条 (略) (併給禁止等) 第14条の2 (略) 2～4 (略) 5 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給する日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">教員特殊業務手当</td> <td style="padding: 5px;">夜間緊急業務手当</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">災害応急作業等手当 (第13条の7第1項 第1号に掲げる業務 に係る手当を除く。)</td> <td style="padding: 5px;">夜間緊急業務手当</td> </tr> </table>	教員特殊業務手当	夜間緊急業務手当	災害応急作業等手当 (第13条の7第1項 第1号に掲げる業務 に係る手当を除く。)	夜間緊急業務手当
教員特殊業務手当	夜間緊急業務手当								
災害応急作業等手当 (第13条の8第1項 第1号に掲げる業務 に係る手当を除く。)	夜間緊急業務手当								
教員特殊業務手当	夜間緊急業務手当								
災害応急作業等手当 (第13条の7第1項 第1号に掲げる業務 に係る手当を除く。)	夜間緊急業務手当								
第14条の3～第18条の3 (略) (期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」とする。 4～6 (略) 第19条の2・第19条の3 (略) (勤勉手当)	第14条の3～第18条の3 (略) (期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4～6 (略) 第19条の2・第19条の3 (略) (勤勉手当)								

改 正	現 行
第20条 (略)	第20条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の126.25</u> ）を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の127.5</u> ）を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の61.25</u> ）を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の62.5</u> ）を乗じて得た額の総額
3～5 (略)	3～5 (略)
第20条の2～第29条 (略)	第20条の2～第29条 (略)

職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）新旧対照表

〈附則第16項関係〉

改 正	現 行
第1条～第18条 (略) (育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例)	第1条～第18条 (略) (育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例)
第19条 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第19条 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略) (略) (略)	(略) (略) (略)
第20条の3第3項 (略) (略) (略)	第20条の3第2項 (略) (略) (略)
(略) (略) (略)	(略) (略) (略)
第20条～第34条 (略)	第20条～第34条 (略)

教 育 職 給 料 表 (令和7年度の改定)

※ 「改定額」は現行の給料月額との比較

職員 の区 分	職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		号 給	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額
	1		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	212,900	13,000	234,000	13,300	298,900	12,300	361,900	13,200	448,100	12,400
	3	215,300	13,100	236,400	13,300	300,800	12,300	363,400	13,200	449,400	12,400
	4	217,600	13,100	238,800	13,300	302,700	12,300	364,900	13,200	450,600	12,400
	5	219,900	13,200	241,300	13,400	304,500	12,300	366,300	13,100	451,900	12,400
	6	222,100	13,200	243,700	13,400	306,300	12,300	367,700	13,100	453,000	12,400
	7	224,400	13,200	246,100	13,400	308,200	12,300	369,000	13,000	454,100	12,400
	8	226,600	13,200	248,500	13,400	310,000	12,300	370,300	12,900	455,300	12,400
	9	228,800	13,200	251,000	13,500	311,700	12,300	371,700	12,900	456,500	12,400
	10	231,000	13,200	253,400	13,500	313,400	12,300	373,100	12,900	457,800	12,400
	11	233,200	13,200	255,000	13,500	315,200	12,300	374,400	12,900	459,000	12,400
	12	235,400	13,200	256,600	13,500	316,900	12,300	375,700	12,900	460,100	12,500
	13	237,600	13,200	258,200	13,500	318,500	12,300	376,900	12,800	461,200	12,500
	14	239,800	13,200	259,800	13,500	320,100	12,300	378,100	12,800	462,400	12,500
	15	241,900	13,200	261,200	13,400	321,800	12,300	379,400	12,800	463,200	12,500
	16	244,000	13,200	262,600	13,400	323,600	12,300	380,600	12,800	464,000	12,500
	17	246,100	13,200	264,000	13,400	325,300	12,300	381,800	12,800	464,900	12,500
	18	248,200	13,200	265,400	13,400	326,600	12,300	382,800	12,600	465,800	12,500
	19	250,000	13,200	266,600	13,400	328,500	12,300	384,000	12,600	466,200	12,400
	20	251,700	13,200	267,800	13,400	330,300	12,300	385,200	12,600	466,700	12,400
	21	253,400	13,200	269,000	13,400	332,000	12,300	386,300	12,600	467,200	12,400
	22	255,100	13,200	270,300	13,300	333,600	12,200	387,300	12,500	467,700	12,400
	23	256,400	13,200	271,400	13,200	335,500	12,200	388,500	12,500	468,100	12,300
	24	257,700	13,200	272,500	13,000	337,200	12,200	389,700	12,500	468,600	12,300
	25	258,900	13,100	273,700	12,900	338,900	12,200	390,800	12,500	469,100	12,300
	26	260,100	13,100	275,000	12,900	340,600	12,200	391,800	12,400	469,600	12,300
	27	261,300	13,100	276,700	12,700	342,300	12,100	393,000	12,400	470,000	12,200
	28	262,500	13,100	278,400	12,600	344,000	12,000	394,100	12,300	470,500	12,200
	29	263,700	13,100	280,100	12,500	345,700	12,000	395,200	12,300	471,000	12,200
	30	264,800	13,100	281,800	12,500	347,400	12,000	396,300	12,300	471,500	12,200
	31	265,800	12,900	283,800	12,300	348,700	12,000	397,500	12,300	471,900	12,100
	32	266,900	12,800	286,000	12,300	350,000	12,000	398,700	12,300	472,400	12,100
	33	267,900	12,600	288,200	12,300	351,300	12,000	399,800	12,300	472,900	12,100
	34	269,000	12,600	290,400	12,300	352,800	12,000	400,800	12,200	473,400	12,100
	35	270,100	12,400	292,600	12,300	354,400	12,000	401,900	12,100	473,800	12,000
	36	271,300	12,300	294,800	12,300	355,900	12,000	403,100	12,100	474,300	12,000
	37	272,600	12,300	296,900	12,300	357,500	12,000	404,300	12,100	474,800	12,000
	38	273,800	12,100	298,900	12,300	358,900	11,900	405,500	12,100	475,300	12,000
	39	274,900	11,800	300,800	12,300	360,500	11,900	406,800	12,100	475,700	11,900
	40	276,100	11,700	302,700	12,300	362,100	11,900	407,900	12,000	476,200	11,900
	41	277,200	11,500	304,500	12,300	363,500	11,800	409,100	12,000	476,700	11,900
	42	278,500	11,500	306,300	12,300	365,000	11,800	410,200	11,900	477,200	11,900
	43	279,500	11,500	308,200	12,300	366,600	11,800	411,500	11,900		
	44	280,500	11,500	310,000	12,300	368,200	11,800	412,500	11,900		
	45	281,400	11,500	311,700	12,300	369,700	11,800	413,600	11,900		
	46	282,000	11,400	313,400	12,300	371,200	11,800	414,800	11,900		
	47	282,800	11,400	315,200	12,300	372,800	11,800	416,000	11,900		
	48	283,600	11,400	316,900	12,300	374,300	11,700	417,200	11,900		
		284,400	11,400	318,500	12,300	375,800	11,700	418,400	11,900		

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		号 給	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額
	49	285,100	11,300	320,100	12,300	377,300	11,700	419,500	11,900		
	50	285,900	11,300	321,800	12,300	378,900	11,700	420,500	11,900		
	51	286,600	11,300	323,600	12,300	380,500	11,700	421,800	11,900		
	52	287,400	11,300	325,300	12,300	382,000	11,700	423,000	11,900		
	53	288,200	11,300	326,600	12,300	383,400	11,600	424,200	11,900		
	54	289,000	11,300	328,500	12,300	384,800	11,600	425,300	11,900		
	55	289,700	11,200	330,300	12,300	386,200	11,600	426,400	11,900		
	56	290,500	11,200	332,000	12,300	387,500	11,600	427,500	11,900		
	57	291,200	11,200	333,600	12,200	388,800	11,600	428,500	11,900		
	58	291,800	11,200	335,500	12,200	390,200	11,600	429,700	11,900		
	59	292,600	11,200	337,200	12,200	391,500	11,500	430,900	11,900		
	60	293,400	11,100	338,900	12,200	392,800	11,500	432,100	11,900		
	61	294,100	11,000	340,600	12,200	393,900	11,500	432,700	11,900		
	62	294,700	11,000	342,300	12,100	395,300	11,500	433,500	11,900		
	63	295,500	11,000	344,000	12,000	396,600	11,500	434,200	11,900		
	64	296,100	10,900	345,700	12,000	397,900	11,500	434,700	11,900		
	65	297,100	10,900	347,400	12,000	399,100	11,500	435,000	11,900		
	66	297,900	10,900	348,700	12,000	400,400	11,500	435,300	11,900		
	67	298,600	10,800	350,000	12,000	401,500	11,500	435,700	11,900		
	68	299,300	10,800	351,300	12,000	402,700	11,500	436,100	11,900		
	69	299,900	10,700	352,800	12,000	403,900	11,500	436,400	11,900		
	70	300,600	10,600	354,300	12,000	405,000	11,500	436,800	11,900		
	71	301,300	10,500	355,800	12,000	406,200	11,500	437,100	11,900		
	72	302,000	10,500	357,300	12,000	407,400	11,500	437,400	11,900		
	73	302,700	10,500	358,600	11,900	408,800	11,500	437,700	11,900		
	74	303,400	10,500	360,100	11,900	409,800	11,500	438,000	11,800		
	75	304,100	10,500	361,600	11,900	410,800	11,500	438,300	11,800		
	76	304,600	10,400	363,000	11,800	411,800	11,500	438,600	11,800		
	77	305,200	10,400	364,400	11,800	412,700	11,500	438,800	11,700		
	78	305,800	10,300	365,900	11,800	413,700	11,500	439,100	11,700		
	79	306,500	10,300	367,400	11,800	414,800	11,500	439,400	11,700		
	80	307,100	10,300	368,900	11,800	415,900	11,500	439,600	11,700		
	81	307,600	10,200	370,200	11,700	416,600	11,500	439,800	11,700		
	82	308,200	10,100	371,500	11,700	417,500	11,500	440,100	11,700		
	83	308,900	10,100	372,800	11,700	418,400	11,500	440,400	11,700		
	84	309,600	10,100	374,000	11,700	419,300	11,500	440,600	11,700		
	85	310,200	10,000	375,200	11,700	420,100	11,500	440,800	11,700		
	86	311,000	10,000	376,400	11,700	420,900	11,500	441,100	11,700		
	87	311,700	10,000	377,500	11,600	421,700	11,500	441,400	11,700		
	88	312,300	9,900	378,600	11,600	422,500	11,500	441,600	11,700		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	89	313,000	9,900	379,600	11,500	423,100	11,500	441,800	11,700		
	90	313,800	9,800	380,700	11,500	423,800	11,500	442,100	11,700		
	91	314,600	9,800	381,800	11,500	424,500	11,500	442,400	11,700		
	92	315,400	9,800	382,900	11,500	425,200	11,500	442,600	11,700		
	93	315,900	9,800	384,000	11,500	425,800	11,500	442,800	11,700		
	94	316,700	9,800	385,100	11,400	426,300	11,500	443,100	11,700		
	95	317,500	9,800	386,100	11,300	426,600	11,400	443,400	11,700		
	96	318,300	9,800	387,200	11,300	426,900	11,400	443,600	11,700		

職員 の区分	職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		号 給	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額
	97	318,900	9,700	388,200	11,300	427,200	11,400	443,800	11,700		
	98	319,600	9,600	389,200	11,300	427,500	11,400	444,100	11,700		
	99	320,400	9,600	390,100	11,300	427,800	11,400	444,400	11,700		
	100	321,100	9,600	391,000	11,300	428,000	11,400	444,600	11,700		
	101	321,900	9,600	391,800	11,300	428,200	11,400	444,800	11,700		
	102	322,700	9,500	392,800	11,300	428,500	11,400	445,100	11,700		
	103	323,600	9,500	393,600	11,200	428,800	11,400	445,400	11,700		
	104	324,400	9,500	394,500	11,200	429,000	11,400	445,600	11,700		
	105	325,000	9,500	395,300	11,200	429,200	11,400	445,800	11,700		
	106	325,800	9,500	396,200	11,200	429,500	11,400	446,100	11,700		
	107	326,600	9,500	397,100	11,200	429,800	11,400	446,400	11,700		
	108	327,400	9,500	398,000	11,200	430,000	11,400	446,600	11,700		
	109	328,100	9,500	398,800	11,200	430,200	11,400	446,800	11,700		
	110	328,500	9,500	399,800	11,200	430,500	11,400				
	111	328,800	9,400	400,700	11,200	430,800	11,400				
	112	329,300	9,400	401,600	11,200	431,000	11,400				
	113	329,800	9,400	402,200	11,200	431,200	11,400				
	114	330,200	9,400	403,100	11,200	431,500	11,400				
	115	330,600	9,300	404,000	11,200	431,800	11,400				
	116	331,000	9,300	404,900	11,200	432,000	11,400				
	117	331,500	9,300	405,700	11,200	432,200	11,400				
	118	332,000	9,300	406,400	11,200	432,500	11,400				
	119	332,400	9,300	407,200	11,200	432,800	11,400				
	120	332,900	9,300	408,000	11,200	433,000	11,400				
	121	333,400	9,300	408,600	11,200	433,200	11,400				
	122	333,800	9,300	409,300	11,200	433,500	11,400				
	123	334,200	9,200	410,000	11,200	433,800	11,400				
	124	334,700	9,200	410,600	11,200	434,000	11,400				
	125	335,200	9,100	411,200	11,200	434,200	11,400				
	126	335,500	9,100	411,900	11,200	434,500	11,400				
	127	335,800	9,100	412,400	11,200	434,800	11,400				
	128	336,100	9,100	413,000	11,200	435,000	11,400				
	129	336,300	9,100	413,600	11,200	435,200	11,400				
	130	336,600	9,100	414,200	11,200	435,500	11,400				
	131	336,900	9,100	414,700	11,200	435,800	11,400				
	132	337,100	9,100	415,200	11,200	436,000	11,400				
	133	337,300	9,100	415,500	11,200	436,200	11,400				
	134	337,500	9,100	415,800	11,200	436,500	11,400				
	135	337,700	9,100	416,000	11,100	436,800	11,400				
	136	338,000	9,100	416,300	11,100	437,000	11,400				
	137	338,300	9,100	416,600	11,100	437,200	11,400				
	138	338,500	9,100	416,900	11,100						
	139	338,800	9,100	417,200	11,100						
	140	339,100	9,100	417,500	11,100						
	141	339,300	9,100	417,800	11,100						
	142	339,500	9,100	418,100	11,100						
	143	339,800	9,100	418,400	11,100						
	144	340,000	9,100	418,700	11,100						

職員 の区分	職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		
		号 給	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
	145		340,300	9,100	418,900	11,100						
	146		340,500	9,100	419,200	11,100						
	147		340,800	9,100	419,500	11,100						
	148		341,100	9,100	419,700	11,100						
	149		341,300	9,100	419,900	11,100						
	150		341,500	9,100	420,200	11,100						
	151		341,800	9,100	420,500	11,100						
	152		342,100	9,100	420,700	11,100						
	153		342,300	9,100	420,900	11,100						
	154		342,500	9,100	421,200	11,100						
	155		342,800	9,100	421,500	11,100						
	156		343,100	9,100	421,700	11,100						
	157		343,300	9,100	421,900	11,100						
	158		343,500	9,100	422,200	11,100						
	159		343,800	9,100	422,500	11,100						
	160		344,100	9,100	422,700	11,100						
	161		344,300	9,100	422,900	11,100						
	162		344,500	9,100	423,200	11,100						
	163		344,800	9,100	423,500	11,100						
	164		345,100	9,100	423,700	11,100						
	165		345,300	9,100	423,900	11,100						
	166				424,200	11,100						
	167				424,500	11,100						
	168				424,700	11,100						
	169				424,900	11,100						
	170				425,200	11,100						
	171				425,500	11,100						
	172				425,700	11,100						
	173				425,900	11,100						
	174				426,200	11,100						
	175				426,500	11,100						
	176				426,700	11,100						
	177				426,900	11,100						
	178				427,200	11,100						
	179				427,500	11,100						
	180				427,700	11,100						
	181				427,900	11,100						
	182				428,200	11,100						
	183				428,500	11,100						
	184				428,700	11,100						
	185				428,900	11,100						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額	8,700	基 準 給 料 月 額	9,800	基 準 給 料 月 額	9,800	基 準 給 料 月 額	11,600	基 準 給 料 月 額	13,700	
		円		円		円		円		円		
		247,200		289,000		311,200		341,600		425,600		

教 育 職 給 料 表 (令和8年度の改定)

※ 下線部が号給の見直しに伴う号給

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	212,900	234,000	298,900	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	300,800	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	302,700	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	304,500	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	306,300	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	308,200	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	310,000	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	311,700	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	313,400	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	315,200	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	316,900	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	318,500	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	320,100	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	321,800	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	323,600	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	325,300	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	326,600	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	328,500	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	330,300	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	332,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	333,600	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	335,500	388,500	
	23	257,700	272,500	337,200	389,700	
	24	258,900	273,700	338,900	390,800	
	25	260,100	275,000	340,600	391,800	
	26	261,300	276,700	342,300	393,000	
	27	262,500	278,400	344,000	394,100	
	28	263,700	280,100	345,700	395,200	
	29	264,800	281,800	347,400	396,300	
	30	265,800	283,800	348,700	397,500	
	31	266,900	286,000	350,000	398,700	
	32	267,900	288,200	351,300	399,800	
	33	269,000	290,400	352,800	400,800	
	34	270,100	292,600	354,400	401,900	
	35	271,300	294,800	355,900	403,100	
	36	272,600	296,900	357,500	404,300	
	37	273,800	298,900	358,900	405,500	
	38	274,900	300,800	360,500	406,800	
	39	276,100	302,700	362,100	407,900	
	40	277,200	304,500	363,500	409,100	
	41	278,500	306,300	365,000	410,200	
	42	279,500	308,200	366,600	411,500	
	43	280,500	310,000	368,200	412,500	
	44	281,400	311,700	369,700	413,600	
	45	282,000	313,400	371,200	414,800	
	46	282,800	315,200	372,800	416,000	
	47	283,600	316,900	374,300	417,200	
	48	284,400	318,500	375,800	418,400	

職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	49	285,100	320,100	377,300	419,500	
	50	285,900	321,800	378,900	420,500	
	51	286,600	323,600	380,500	421,800	
	52	287,400	325,300	382,000	423,000	
	53	288,200	326,600	383,400	424,200	
	54	289,000	328,500	384,800	425,300	
	55	289,700	330,300	386,200	426,400	
	56	290,500	332,000	387,500	427,500	
	57	291,200	333,600	388,800	428,500	
	58	291,800	335,500	390,200	429,700	
	59	292,600	337,200	391,500	430,900	
	60	293,400	338,900	392,800	432,100	
	61	294,100	340,600	393,900	432,700	
	62	294,700	342,300	395,300	433,500	
	63	295,500	344,000	396,600	434,200	
	64	296,100	345,700	397,900	434,700	
	65	297,100	347,400	399,100	435,000	
	66	297,900	348,700	400,400	435,300	
	67	298,600	350,000	401,500	435,700	
	68	299,300	351,300	402,700	436,100	
	69	299,900	352,800	403,900	436,400	
	70	300,600	354,300	405,000	436,800	
	71	301,300	355,800	406,200	437,100	
	72	302,000	357,300	407,400	437,400	
	73	302,700	358,600	408,800	437,700	
	74	303,400	360,100	409,800	438,000	
	75	304,100	361,600	410,800	438,300	
	76	304,600	363,000	411,800	438,600	
	77	305,200	364,400	412,700	438,800	
	78	305,800	365,900	413,700	439,100	
	79	306,500	367,400	414,800	439,400	
	80	307,100	368,900	415,900	439,600	
	81	307,600	370,200	416,600	439,800	
	82	308,200	371,500	417,500	_____	
	83	308,900	372,800	418,400	_____	
	84	309,600	374,000	419,300	_____	
	85	310,200	375,200	420,100	_____	
	86	311,000	376,400	420,900	_____	
	87	311,700	377,500	421,700	_____	
	88	312,300	378,600	422,500	_____	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	89	313,000	379,600	423,100	_____	
	90	313,800	380,700	423,800	_____	
	91	314,600	381,800	424,500	_____	
	92	315,400	382,900	425,200	_____	
	93	315,900	384,000	425,800	_____	
	94	316,700	385,100	426,300	_____	
	95	317,500	386,100	426,600	_____	
	96	318,300	387,200	426,900	_____	

職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	97	318,900	388,200	427,200	_____	
	98	319,600	389,200	427,500	_____	
	99	320,400	390,100	427,800	_____	
	100	321,100	391,000	428,000	_____	
	101	321,900	391,800	428,200	_____	
	102	322,700	392,800	428,500	_____	
	103	323,600	393,600	428,800	_____	
	104	324,400	394,500	429,000	_____	
	105	325,000	395,300	429,200	_____	
	106	325,800	396,200	429,500	_____	
	107	326,600	397,100	429,800	_____	
	108	327,400	398,000	430,000	_____	
	109	328,100	398,800	430,200	_____	
	110	328,500	399,800	430,500	_____	
	111	328,800	400,700	430,800	_____	
	112	329,300	401,600	431,000	_____	
	113	329,800	402,200	431,200	_____	
	114	330,200	403,100	431,500	_____	
	115	330,600	404,000	431,800	_____	
	116	331,000	404,900	432,000	_____	
	117	331,500	405,700	432,200	_____	
	118	332,000	406,400	432,500	_____	
	119	332,400	407,200	432,800	_____	
	120	332,900	408,000	433,000	_____	
	121	333,400	408,600	433,200	_____	
	122	333,800	409,300	_____		
	123	334,200	410,000	_____		
	124	334,700	410,600	_____		
	125	335,200	411,200	_____		
	126	335,500	411,900	_____		
	127	335,800	412,400	_____		
	128	336,100	413,000	_____		
	129	336,300	413,600	_____		
	130	336,600	414,200	_____		
	131	336,900	414,700	_____		
	132	337,100	415,200	_____		
	133	337,300	415,500	_____		
	134	337,500	415,800	_____		
	135	337,700	416,000	_____		
	136	338,000	416,300	_____		
	137	338,300	416,600	_____		
	138	338,500	416,900	_____		
	139	338,800	417,200	_____		
	140	339,100	417,500	_____		
	141	339,300	417,800	_____		
	142	339,500	418,100	_____		
	143	339,800	418,400	_____		
	144	340,000	418,700	_____		

職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	145		340,300	418,900		
	146		340,500	419,200		
	147		340,800	419,500		
	148		341,100	419,700		
	149		341,300	419,900		
	150		341,500	420,200		
	151		341,800	420,500		
	152		342,100	420,700		
	153		342,300	420,900		
	154		_____	421,200		
	155		_____	421,500		
	156		_____	421,700		
	157		_____	421,900		
	158		_____	422,200		
	159		_____	422,500		
	160		_____	422,700		
	161		_____	422,900		
	162		_____	423,200		
	163		_____	423,500		
	164		_____	423,700		
	165		_____	423,900		
	166			_____		
	167			_____		
	168			_____		
	169			_____		
	170			_____		
	171			_____		
	172			_____		
	173			_____		
	174			_____		
	175			_____		
	176			_____		
	177			_____		
	178			_____		
	179			_____		
	180			_____		
	181			_____		
	182			_____		
	183			_____		
	184			_____		
	185			_____		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円
		247,200	289,000	311,200	341,600	425,600

III 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年神奈川県条例第67号）新旧対照表

改 正	現 行										
第1条・第2条 (略) (教職調整額の支給等)	第1条・第2条 (略) (教職調整額の支給等)										
第3条 公立の義務教育諸学校等の教育職員（学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号。以下「給与条例」という。）に規定する教育職給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者に限る。第3項及び第5条から第7条までにおいて同じ。）のうちその属する職務の級が_____給料表の1級、2級又は3級である者（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第3項において同じ。）を除く。）には、その者の給料月額の <u>100分の10</u> に相当する額の教職調整額を支給する。	第3条 公立の義務教育諸学校等の教育職員（学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号。以下「給与条例」という。）に規定する教育職給料表_____の適用を受ける者に限る。第3項、第5条から第7条までにおいて同じ。）のうちその属する職務の級が <u>これらの</u> 給料表の1級、2級又は3級である者_____										
2 (略)	2 (略)										
3 公立の義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当の支給を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。第5条及び第6条において同じ。）については、給与条例第16条、第17条第2項及び第17条の3（夜間勤務手当に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。	3 公立の義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当の支給を受ける者_____を除く。第5条及び第6条において同じ。）については、給与条例第16条、第17条第2項及び第17条の3（夜間勤務手当に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。										
第4条～第7条 (略) 附 則 1 (略) 2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第4条～第7条 (略) 附 則 (新規)										
<table border="1"> <tr> <td>令和8年1月1日から 同年12月31日まで</td> <td><u>100分の5</u></td> </tr> <tr> <td>令和9年1月1日から 同年12月31日まで</td> <td><u>100分の6</u></td> </tr> <tr> <td>令和10年1月1日から 同年12月31日まで</td> <td><u>100分の7</u></td> </tr> <tr> <td>令和11年1月1日から 同年12月31日まで</td> <td><u>100分の8</u></td> </tr> <tr> <td>令和12年1月1日から 同年12月31日まで</td> <td><u>100分の9</u></td> </tr> </table>	令和8年1月1日から 同年12月31日まで	<u>100分の5</u>	令和9年1月1日から 同年12月31日まで	<u>100分の6</u>	令和10年1月1日から 同年12月31日まで	<u>100分の7</u>	令和11年1月1日から 同年12月31日まで	<u>100分の8</u>	令和12年1月1日から 同年12月31日まで	<u>100分の9</u>	
令和8年1月1日から 同年12月31日まで	<u>100分の5</u>										
令和9年1月1日から 同年12月31日まで	<u>100分の6</u>										
令和10年1月1日から 同年12月31日まで	<u>100分の7</u>										
令和11年1月1日から 同年12月31日まで	<u>100分の8</u>										
令和12年1月1日から 同年12月31日まで	<u>100分の9</u>										